

商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、商品取引所法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第103条の3に基づき、会員が、本会を經由して主務大臣へ商品取引事故（省令第112条に規定する事故をいう。以下「事故」という。）の確認申請を行う場合の手続その他必要な事項を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

(確認申請の取扱い)

第2条 会員は、商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第214条の2第3項ただし書の規定に基づき、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることについて、主務大臣の確認を受けようとするときは、様式第1号による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を本会に提出しなければならない。

2 確認申請書は、事故の案件ごとに提出するものとする。

3 会員は、確認申請書には、省令第103条の5に規定する書面等を添付しなければならない。

4 会員は、確認申請書を提出しようとするときは、1件につき10,000円の手数料を本会に納めなければならない。

(本会による審査)

第3条 本会は、会員から確認申請書の提出があった場合には、その内容について審査する。

2 本会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した会員に対し、説明を求め、又は必要な書類等の提出を求めることができる。

(主務大臣への確認申請書の進達)

第4条 本会は、確認申請書の審査が終了したときは、当該確認申請書を主務大臣に進達する。

(会員に対する確認結果の通知)

第5条 本会は、会員から提出された確認申請書について主務大臣から確認結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該会員に通知する。

(確認不要の場合の主務大臣への報告)

第6条 会員は、省令第103条の2第3項の規定に基づく主務大臣への報告をしようとするときは、同項に定める主務大臣への報告期限の15日前（当日が休日の場合は、前営業日）までに、様式第2号による報告書を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の報告書の提出を受けた場合において必要と認めるときは、当該会員に対し、説明を求め、必要な書類等の提出を求めることができる。
- 3 本会は、その報告書の内容について確認し、省令第103条の2第3項に定める報告の期限までに主務大臣に進達する。

(本会への報告)

第7条 会員は、省令第103条の2第1項第1号から第3号に掲げる場合又は同項第4号に掲げる商品取引所の仲介による和解、商品先物取引協会のある若しくは調停による和解の場合においては、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供した日の属する月の翌月末日（当日が休日の場合は、前営業日）までに、様式第3号による報告書を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の報告書の提出を受けた場合において必要と認めるときは、当該会員に対し、説明を求め、必要な書類等の提出を求めることができる。

(社内管理体制の整備等)

第8条 会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

- 2 会員は、前項の審査及び確認申請手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理・保存し、適切に管理するものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は、本会から規則第3条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定に

よる求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(細則の制定)

第10条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第2条第4項を改正。
2. 様式第2号及び様式第3号を改正。

商品取引所法施行規則第103条の3関係
商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則第2条第1項関係

NO. H19-1-〇〇〇

事故確認申請書

平成 年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

商品取引員名
所 在 地
代 表 者 名

印

下記について、商品取引所法第214条の2第3項ただし書の規定に基づき、事故の確認を得たいので申請いたします。

記

1. 事故の発生した本店、支店又は営業所の名称及び所在地
.....
2. 事故となる行為に関係した代表者等の氏名又は部署の名称
.....
3. 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、所在地、名称、代表者の住所、氏名）
.....
4. 補てんに係る委託者の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
5. 事故の概要等
※ 4. 5. は別紙のとおり。
6. 提供しようとする財産上の利益の額
..... 円

申請に係る行為が、事故に該当すると思料するので進達します。

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長 荒 井 史 男

商品取引所法第214条の2第3項ただし書に規定する事故と確認する。

平成 年 月 日

農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣

担当者： 部 課
TEL (- -)

商品取引事故の内容

別紙

(事故確認申請)

NO. H19-1-〇〇〇

商品取引員名： _____

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名（性別、年齢、職業）及び住所（法人にあつては、所在地、名称、代表者の現住所、氏名）
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
(1) 顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行ったこと
(2) 取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと (違反行為の内容（下記参考を参照）)
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名：
・取引期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
・実損益額（うち手数料）： 円（ 円）
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日：平成 年 月 日
・申出金額： 円
・解決方法：
(3) 発見の経緯及び事故の概要（請求の理由等を含む。）
(4) 和解内容等
・提供しようとする財産上の利益の額： 円 （特記事項）特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者（役職員等）の処分等（再発防止策、社内処分等を含む。）
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 顧客が確認申請書の内容について確認したことを証する書面
<input type="checkbox"/> 顧客カード <input type="checkbox"/> 社内事故処理簿
<input type="checkbox"/> 法定帳簿等（具体的書類名 _____）
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

(参考) 【違反行為の具体例】迷惑勧誘、執拗な勧誘、商品先物を告げない勧誘、適合性原則違反、説明義務違反、虚偽の説明、断定的判断の提供、損失負担・利益保証、一任売買、無断売買、両建て、仕切拒否・回避、返還遅延、など

商品取引事故の内容

(主務大臣への事後報告)

NO. H19-2-〇〇〇

商品取引員名： _____

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名（性別、年齢、職業）及び住所（法人にあっては、所在地、名称、代表者の現住所、氏名）
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
(1) 顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行ったこと
(2) 取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと (違反行為の内容（下記参考を参照）)
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名：
・取引期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
・実損益額（うち手数料）： 円（ 円）
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日：平成 年 月 日
・申出金額： 円
・解決年月日：平成 年 月 日
・解決方法：
(3) 発見の経緯及び事故の概要（請求の理由等を含む。）
(4) 和解内容等
・提供した財産上の利益の額： 円
（特記事項）特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者（役職員等）の処分等（再発防止策、社内処分等を含む。）
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 和解契約書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 法定帳簿等(具体的書類名)
<input type="checkbox"/> 事故に該当することを弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面
<input type="checkbox"/> 紛争処理機関等で解決したことを証する書面
<input type="checkbox"/> その他 ()

(参考) 【違反行為の具体例】 迷惑勧誘、執拗な勧誘、商品先物を告げない勧誘、適合性原則違反、説明義務違反、虚偽の説明、断定的判断の提供、損失負担・利益保証、一任売買、無断売買、両建て、仕切拒否・回避、返還遅延、など

商品取引事故の内容

(日商協への事後報告)
NO. H19-3-〇〇〇

商品取引員名： _____

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名（性別、年齢、職業）及び住所（法人にあっては、所在地、名称、代表者の現住所、氏名）
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
(1) 顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行ったこと
(2) 取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと (違反行為の内容（下記参考を参照）)
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名：
・取引期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
・実損益額（うち手数料）： 円（ 円）
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日：平成 年 月 日
・申出金額： 円
・解決年月日：平成 年 月 日
・解決方法：
(3) 発見の経緯及び事故の概要（請求の理由等を含む。）
(4) 和解内容等
・提供した財産上の利益の額： 円
（特記事項）特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者（役職員等）の処分等（再発防止策、社内処分等を含む。）
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 和解契約書 <input type="checkbox"/> 領収書
<input type="checkbox"/> 紛争処理機関等で解決したこと等を証する書面
<input type="checkbox"/> その他資料（)

(参考) 【違反行為の具体例】 迷惑勧誘、執拗な勧誘、商品先物を告げない勧誘、適合性原則違反、説明義務違反、虚偽の説明、断定的判断の提供、損失負担・利益保証、一任売買、無断売買、両建て、仕切拒否・回避、返還遅延、など